

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 所管事項

- (1) 平成24年版成果レポート(案)について . . . 1
- (2) 鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を
求めることに関する請願の処理経過について . . . 17
- (3) 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センターの放流水
による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興策
を求めることに関する請願の処理経過について . . . 18
- (4) 紀伊半島大水害等による県内の公共土木施設災害の復旧状況 . . . 19
- (5) 宮川ダムのゲート故障に係る対応について . . . 33
- (6) 審議会等の審議状況 . . . 37

平成24年6月15日

県 土 整 備 部

平成24年版成果レポート（案）

県土整備部主担当分抜粋

（施策の取組）

施策112 治山・治水・海岸保全の推進

施策351 道路網・港湾整備の推進

施策353 快適な住まいまちづくり

（行政運営の取組）

行政運営8 公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

平成 27 年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための対策に着実に取り組む中、近年の災害による教訓をふまえ、緊急に対策が必要な施設の整備・改修や維持管理が行われているとともに、被害軽減に向けた市町・住民への的確な水防情報の提供など警戒避難に資するソフト対策が充実しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 人口や資産の集積度、整備の緊急性等を勘案し、事業箇所の重点化を図り、河川改修や土砂災害防止施設の整備を推進。迅速な避難に資する情報である浸水想定区域図の提供や、気象台と共同での土砂災害警戒情報の発表など市町の警戒避難体制整備を支援
- ・ 地震や津波に対しても壊れにくくすることによって堤防等の機能を維持するため、津波浸水想定区域にある河川堤防の緊急点検を行うとともに、空洞化等により緊急に対策が必要な海岸施設 200 箇所を選定
- ・ 紀伊半島大水害により被災した施設の復旧や土砂災害が発生した箇所の再度災害を防止する砂防施設や治山施設の整備などを推進。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、新たに堆積した河川土砂を撤去
- ・ 高潮や高波等に対する安全性を向上させるため、堤防等の海岸保全施設の新設、改築や補強を推進
- ・ 災害に強い森林づくりを進めるため、山地災害危険地や機能の低下した保安林の整備を推進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 河川や土砂災害防止施設の整備を推進したことにより安全性は向上しました。しかし、多額の費用を要する鉄道橋の改築や再度災害を防止する事業を優先的に実施していることから、安全度の低い箇所もまだ多く残っています。また、市町の警戒避難体制の整備を支援する浸水想定区域図の提供や土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を引き続き推進するとともに、危機管理について国・市町などとの関係強化に努めることが必要です。
- ・ 河口部の河川堤防を対象とした点検により、損傷箇所等の抽出をしました。今後は点検結果に基づく計画的な補修・補強を実施し、機能維持を図ることが必要です。また、既存の海岸堤防等の大部分は築造後 50 年前後経過しており、地震や津波に対して壊れにくい構造とするため緊急な対応が必要な箇所が 200 箇所あることから、計画的な補修・更新が必要です。
- ・ 9 月の台風 12 号により孤立集落が発生しましたが、早急な対応により、概ね 1 週間で解消しました。引き続き、災害復旧事業等による早急な復旧や、新たに堆積した河川土砂の計画的な撤去などにより早期の安全確保が必要です。また、国など関係機関とともに熊野川の総合的な治水対策に取り組むことが必要です。
- ・ 海岸保全施設の整備を進めた結果、高潮、高波等による災害に対する安全性が向上しました。しかしながら、整備が必要な箇所はまだ多く残されており、さらに効果的・効率的に整備を行うことが必要です。

- ・ 治山事業等により山地災害から保全されている集落数が増加しました。しかし、大型台風や集中豪雨等による被災箇所の復旧や機能の低下した保安林の整備を効果的・効率的に進めることが必要です。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 河川や土砂災害防止施設については、コスト縮減を含む効率的な施設整備により安全性の向上に努めます。また、土砂災害警戒区域等の指定、水位計の設置など市町による避難体制整備や住民による安全で的確な警戒避難行動を支援する情報について、引き続き分かりやすく、きめ細かな提供に努めます。さらに、防災に関する訓練を実施するなど、危機管理について市町との連携強化に努めます。
- ・ 地震動や津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の補修・補強を進めます。
- ・ 平成 23 年災害の早期復旧に向け、計画的な事業推進や新たに堆積した土砂の撤去を行います。また、国など関係機関とともに熊野川の総合的な治水対策に取り組みます。
- ・ 海岸保全施設については、背後の地盤高、人口や資産の集積等を総合的に判断して、優先度の高い箇所から効果的・効率的な整備を進めます。
- ・ 治山事業等により山地災害危険地及び機能の低下した保安林の整備を実施し、山地災害保全集落数の増加に努めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
自然災害への 対策が講じら れている人家 数	—	234,300 戸	237,100 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から 守られている人家数
	233,200 戸	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
県民の皆さんの生命と財産を守るために、河川、砂防、海岸保全、治山施設の整備に取り組んだ効果をあらわすことから目標項目として選定しました。			過去の実績と事業費の見通しを勘案して 1,100 戸増加することをめざして目標値を設定しました。	

施策責任者からのコメント 県土整備部 次長 水谷 優兆 電話：059-224-2651

- ・ 東日本大震災で明らかとなった地震・津波対策に係る課題や、県内での土砂災害・風水害対策に係る課題をふまえ、自然災害に対して、安全で安心して暮らせる県土づくりのため、河川・砂防・海岸等の基盤施設の緊急整備を推進するとともに、分かりやすくきめ細かな情報提供を行うソフト事業を推進し、減災を図ります。
- ・ 紀伊半島大水害等による公共土木施設災害への対応を最優先課題と捉え、スピード感を持って、的確な対応を図り、一日も早い復旧に向け努力します。また、地域住民が不安を募らせないよう、市町と連携して丁寧な情報提供に努めます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	29,341	48,874			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
河川整備延長	463.4km	463.6km	464.3km	整備を行った県管理河川延長
対応する基本事業		11201		洪水防止対策の推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民の皆さんの生命と財産を守るために河川を整備した延長であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。		過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト削減に取り組むことにより、0.2km 増加することをめざします。		

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
土砂災害保全戸数	17,843 戸	17,940 戸	18,260 戸	施設整備により土砂災害から守られている人家戸数
対応する基本事業		11202		土砂災害対策の推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民の皆さんの生命と財産を守るために砂防施設整備を行い保全した人家戸数であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。		過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト削減に取り組むことにより、約 100 戸増加することをめざします。		

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
海岸整備延長	284.2km	285.3km	288.4km	整備を行った海岸保全施設延長
対応する基本事業		11203		海岸保全対策の推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民の皆さんの生命と財産を守るために海岸保全施設を整備した延長であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。		過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト削減に取り組むことにより、1.1km 増加することをめざします。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
山地災害保全集 落数	1,504 集落	1,521 集落	1,571 集落	施設整備等により山地災害から守られている集 落数
対応する基本事業		11204	治山対策の推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
<p>県民の皆さんの生命と財産を守るために施設整備を行い、山地災害から保全される集落数であり、県が取り組んだ効果を示すことから目標項目として選定しました。</p>		<p>過去の実績と事業費を勘案し、また、コスト縮減に取り組むことにより、17集落増加することをめざします。</p>		

【主担当部局：県土整備部】

平成 27 年度末での到達目標

道半ばにある道路網・港湾の現状に対し、県内外との交流・連携に資する道路整備や、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズに的確に対応する道路・港湾の整備が進み、道路・港湾が担うべき機能を強化・充実することにより、利用者の安全性と利便性が向上しています。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 事業費が年々低減し、中長期的な見通しが立てにくいなかでも、まだまだ多い道路整備・維持修繕ニーズへの的確な対応のため、「道路整備方針」を策定・公表
- ・ 大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、産業・観光など地域を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路*、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備促進や未事業化区間の早期事業化に向けた取組、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進
- ・ 道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、地域の道路ネットワークを形成し、緊急輸送道路*でもある県管理道路の整備を計画的に実施するとともに未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進。また、道路防災総点検*に基づく要対策箇所、落石・崩壊等の変状発生箇所における路線の重要度や変状の状況による優先度を考慮した対策を計画的に実施
- ・ 県管理道路の安全な機能の確保を目的に、道路パトロール等の適正な道路管理や、安全性・快適性の向上に向けた道路施設の補修や補強などを実施
- ・ 県管理港湾が担うべき機能を強化させるため、効率的・安全に利用できるように、耐震強化岸壁の整備、船舶の安全な航行の確保を図るための航路浚渫、既存岸壁の老朽化対策を推進
- ・ 四日市港の国際競争力の強化と背後地域の一層の発展を目的に、国と連携した臨港道路霞 4 号幹線の整備や、四日市地区における耐震強化岸壁の整備促進

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「道路整備方針」及びその 3 ヵ年の短期的な整備計画を示した「道路事業計画」を策定・公表し、三重県内の道路をとりまく状況、県民ニーズをふまえ、高規格幹線道路、直轄国道、県管理道路を対象に、県として今後、その整備や維持修繕に取り組む方向性を県民の皆さんに明示できました。一方で、地域の新たな課題や県民の多様なニーズにも的確に対応する必要もあります。
- ・ 式年遷宮を契機とした連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けて、紀勢自動車道の尾鷲北 I C から海山 I C 間約 6.1km とそのアクセス道路、中勢バイパス（津・松阪工区約 3.9km と津（河芸）工区の一部約 0.9km）の供用により、走行時間が短縮され、地域間の交流・連携が進むとともに、災害時や救急医療など地域の安全・安心が高まりました。また、地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、紀勢自動車道においては平成 24 年度に熊野尾鷲道路（Ⅱ期）の新規事業化、新宮～大泊間の事業化に向けた調査着手が決定され、ミッシングリンク*の解消に向け大きく前進しました。さらに、新名神高速道路においては先送りとなっていた亀山西ジャンクションのフル化や鈴鹿 P A スマート I C*の連結が決定されました。道半ばにある道路網の現状に対し、県内外との交流・連携に資し、大規模災害に備えた道路整備をさらに推進する必要

があります。

- ・ 地域間の連携機能の充実や災害時における地域の孤立の防止をねらいに、国道 306 号四日市菰野バイパス約 1.8km など幹線道路にアクセスする道路を供用したことで、道路利用者の安全性や利便性を向上させることができました。また、地域と一体となった国への強い働きかけなどにより、平成 24 年度に地域高規格道路磯部バイパスが国の補助事業として新規事業採択されました。さらに、落石等から道路利用者を守るための落石防止網等の対策を実施し、道路利用者が安全で安心して通行できるようになりました。過去に抽出された落石等危険箇所以外においても、気象条件や防止施設の老朽化により落石や崩壊等の災害が発生しており、課題となっています。また、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）を迅速に進める必要があります。
- ・ 道路パトロール等により発見された道路の損傷箇所・危険箇所への早急な対応を実施できました。また、路面の補修においては、舗装面の路面性状調査*を活用しながら実施したことで、道路利用者が安全・安心に通行できるようになりました。今後も、把握した路面の調査結果を活かして計画的に補修を行う必要があります。
- ・ 尾鷲港において、大規模地震発生時の被災者の避難や緊急救援物資の輸送を行う海上輸送機能を確保するための耐震強化岸壁の整備を行ったことで、地域の安全、安心を向上させることができました。また、津松阪港（大口地区）については、船舶の安全航行に必要な航路浚渫を行うとともに、老朽化した岸壁の補修工事を進めました。港湾は、県民生活の安全・安心の確保及び地域経済の活性化、発展に不可欠なものであることから、今後とも港湾施設を適切に整備、維持管理、補修、更新することが必要です。
- ・ 四日市港においては、臨港道路霞 4 号幹線について、天力須賀工業団地地先の橋梁下部工、北ふ頭のアプローチ部擁壁工事などを実施しました。また、大規模地震発生時の緊急物資輸送等の輸送拠点として進めている 15 号岸壁の耐震強化対策の事業進捗が図られました。背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるための港湾施設や臨港道路の早期整備が必要です。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 道路整備・維持においては、厳しい財政状況を踏まえて、道路計画の見直しなどコスト縮減を図るとともに、少ない予算で早期に地域の実情に即した道路整備事業効果が発現できる「柔軟な対応」を織り交ぜた整備を推進していきます。
- ・ 県内外との交流連携を深め、大規模災害に備えるための高規格幹線道路、直轄国道および県管理道路が一体となった道路網の早期整備をめざし、引き続き新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路等の高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道について国などに強く働きかけ、関係機関と連携しつつ整備促進を図るとともに、これらにアクセスする県管理道路の整備を推進します。
- ・ 災害要因となる法面のひび割れや変状を早期に発見するなど、道路災害を未然に防ぐため、引き続き道路パトロールや法面点検を実施していきます。また、緊急輸送道路整備（橋梁耐震対策も含む）を、重点的かつ効率的に整備していくとともに、地域の道路ネットワークを形成する県管理道路の整備を引き続き推進します。
- ・ 道路の適正な維持管理のため、将来にわたって機能を充分発揮するよう、道路施設の長寿命化などに向けて路面性状調査等を実施のうえ活用し、効果的、効率的かつ計画的に施設点検や維持補修を行います。
- ・ 県管理港湾の維持管理については、今後、更新を迎える施設が増えることから、維持管理計画に基づいて計画的に維持管理を行っていきます。
- ・ 四日市港については、背後圏産業の国際競争力維持・強化を物流面から支えるため、霞ヶ浦地区への円滑な物流ルート確保のための臨港道路霞 4 号幹線の早期供用に向け、事業主体である国と協力し、引き続き地元関係者や関係機関と協議を進めます。また、護岸や防潮扉といった海岸保全施設の耐震補強及び緊急時の物資輸送や災害復興活動を支えるため岸壁の耐震整備を促進します。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県民生活の利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長	—	15.3km	94.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道、県管理道路の新規に供用した延長(累計)
	0.3km			
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
道半ばにある道路網の現状に対し、大規模地震発生への備えや柔軟な対応など、地域の新たな課題や県民の皆さんの多様なニーズにも的確に対応し、県民生活の利便性の向上や地域の経済活動を支援する道路整備を推進する必要があることから選定しました。			公表された高規格幹線道路および直轄国道の供用予定年度を含め、今後の事業の見通しを勘案し、15.0kmの新規供用を目標値として設定しました。	

施策責任者からのコメント 県土整備部 次長 森若 峰存 電話：059-224-2651

- ・「道路整備方針」に基づき、県管理道路の計画的な整備、維持修繕を推進します。また、「柔軟な対応」を織り交ぜた県管理道路の整備を推進します。
- ・県民の命と暮らしを守るため、緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う「新たな命の道」としての幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備や集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、産業・観光活動に伴い増加する交通需要に対応し、交通渋滞の解消に資する幹線道路およびこれらにアクセスする道路の整備を重点的に推進します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	46,525	41,017			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内の幹線道路の新規供用延長	—	10.3km	59.9km	県内の高規格幹線道路や直轄国道の新規に供用した延長(累計)
対応する基本事業		35101		道路ネットワークの形成
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
三重県の道路整備状況は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで交通渋滞が発生し、南部地域では大雨等により交通が遮断されるなど、県民生活に大きな影響を与えており、これらを解消するために、県内幹線道路の早期の整備が課題となっていることから選定しました。		公表された高規格幹線道路および直轄国道の予定年度の確実な供用をめざし、10.3kmの新規供用を目標値として設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
舗装の維持管理 指数	5.3	5.0以上	5.0以上	主要県管理道路において、舗装面調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指標の平均値(10点満点で評価され、5.0以上が、安全性・快適性が確保される望ましい値)
対応する基本事業		35102		適切な道路の維持管理
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
路面の維持管理指数を一定以上に保つことは道路の安全性・快適性確保のために欠かすことができないことから選定しました。			安全性・快適性が確保される望ましい管理指数が5.0以上であることから、目標値として設定しました。	

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
四日市港における外貨コンテナ貨物の取扱量	17万 TEU*	20万 TEU	26万 TEU	四日市港において1年間(1月から12月)に取り扱った外貨コンテナ貨物の量(20フィートコンテナに換算したコンテナ貨物の量)
対応する基本事業		35103		四日市港の機能充実
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
四日市港の背後圏に立地する荷主企業等が、四日市港を利用していることを明確に示す目標であることから選定しました。			四日市港における外貨コンテナ貨物の将来貨物推計値をもとに目標値を設定しました。	

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県管理港湾の入港船舶総トン数	1503万 トン (22年度)	1503万 トン (23年度)	1503万 トン (26年度)	県管理港湾に入港する船舶(5トン以上)の総トン数
対応する基本事業		35104		県管理港湾の機能充実
目標項目を選んだ理由			平成24年度目標値の設定にあたっての考え方	
港湾事業には、船舶による人流、物流機能を充実させるという目的があることから、港湾における船舶の利用状況を明確に示す指標として選定しました。			入港船舶総トン数が横ばいになると予測されることから、現状の入港船舶の総トン数維持を目標値として設定しました。	

【担当部局：県土整備部】

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた安全・快適な都市環境を形成するための基盤整備、地域の個性を生かした景観形成やユニバーサルデザインに配慮した施設整備、安全安心で豊かな住環境の整備の取組に加え、都市計画区域の見直しなど集約型都市構造*の形成につながる土地利用促進の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、快適な住まいまちづくりが進んでいます。

平成 23 年度の取組概要

- ・それぞれの地域力を踏まえた安全で快適なコンパクトなまちづくりをめざし、県内 16 の都市計画区域のマスタープラン*を策定したほか、街路事業等の都市基盤整備を推進
- ・地域の個性を生かした魅力ある景観まちづくりに向け、景観行政に取り組む市町を支援するとともに、三重県景観計画に基づく周辺景観と調和した建築物への誘導に取り組んだほか、熊野川流域の景観保全に向けた検討や尾鷲市三木里地区における景観まちづくり事業の推進、違反屋外広告物の是正指導を実施
- ・災害に強く安心して住み続けられる住まいづくり、環境・エネルギーに配慮した住まいづくり、住宅確保要配慮者に対する住まいの確保など時代の変化や要請に的確に対応し、効果的な施策の展開を行うため、三重県住生活基本計画*を改定するとともに、長期優良住宅*の認定、県営住宅和屋団地等の高齢者向け住戸改善、三重県あんしん賃貸支援事業*等を実施
- ・東日本大震災の被災者等を対象として県営住宅を提供
- ・安全で安心な建築物の確保に向け、建築基準法による不特定多数が利用する既存建築物の定期報告の審査や防災査察等を実施したほか、中間検査及び完了検査の検査率向上や違反建築物の是正指導等を実施
- ・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに向け、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に基づき公共的施設の設計段階で事前協議を行い、完成した公共的施設に対して適合証を交付

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）、災害に強い都市構造の構築を進めるため、県内の都市計画区域マスタープランの策定を進めるとともに、市街地整備や鉄道と道路の立体交差化等都市基盤の計画的な整備を進める必要があります。
- ・良好な景観まちづくり実践の指針となる景観計画が亀山市において策定されました。今後引き続き、景観づくりに関する市町への支援や普及啓発に努めるとともに、違反屋外広告物の是正を図る必要があります。また、熊野川流域の景観保全に向けて、関係市町や住民とともにさらに取組を進める必要があります。
- ・防災に対する機運の高まりや住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等の支援がこれまで以上に求められており、三重県住生活基本計画を改定し、県内の住生活に関する将来像を示すことができました。今後は、計画に基づく取組を様々な主体と連携して着実に実行していく必要があります。
- ・長期にわたって使用可能な質の高い住宅の供給に向けて、依然として占める割合の低い長期優良

住宅の更なる普及に努めるとともに、住宅セーフティネットの充実に向けた取組を進める必要があります。

- ・東日本大震災の被災者等に県営住宅を提供することで、被災された方に安全な住まいを提供することができました。
- ・不特定多数が利用する既存建築物の維持保全適合率及び報告率は漸増の状況であり、これらをさらに増加させるよう、なお一層の取組強化が必要です。
- ・「商業施設等でバリアフリー化された施設数」については、平成 21 年度以降、公共的施設の整備数が減少したことなどから、想定を下回りました。今後、公共的整備基準に適合する施設の増加のためには、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることがより一層必要です。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・快適なまちづくりの推進においては、人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）、災害に強いまちづくりの構築をさらに進めるため、県内すべての都市計画区域でマスタープランの策定を進めるとともに、マスタープランに基づく都市計画区域の見直し等を進めていきます。また引き続き、市街地整備や鉄道と道路の立体交差等都市基盤の整備、景観まちづくりに関する市町への支援、違反屋外広告物の是正等の取組を進めます。
- ・快適な住まいづくりの推進においては、高齢者への配慮や将来世代にわたって住み続けることができる住宅・居住環境の構築を推進するとともに、長期優良住宅等耐久性、耐震性を備えた質の高い住宅を普及させていきます。また、安全安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の所有者等に対する建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の周知・普及に努めます。
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりについては、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正にあわせ条例の理念等をPRすることで、施設整備を担う人たちの意識向上を図り、施設等のバリアフリー化の推進に努めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
コンパクトなまちづくりが進められている都市計画区域の数	—	3 区域	9 区域	集約型都市構造（コンパクトなまちづくり）の形成につながる土地利用を促進する取組（都市計画制度による土地利用の規制や誘導等）が行われている都市計画区域の数
	1 区域	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
人口減少、超高齢社会の中、県民の皆さんが快適に生活するためには、集約型都市構造の構築をしていくことが基本になると考えられることから選定しました。				平成 23 年度の現状値に、改定した三重県都市マスタープランの見直し方針や、都市計画基礎調査の結果により、土地利用を促進する取組が想定される2区域を加えた3区域を目標値として設定しました。

施策責任者からのコメント 県土整備部 次長 横山 賢 電話：059-224-2651

- ・集約型都市構造の形成（コンパクトなまちづくり）につながる土地利用促進の取組を進めるため、都市計画の区域の見直し等に取り組みます。
- ・安全で安心な建築物を確保するため、不特定多数が利用する既存建築物の安全性確保に努めています。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,090	4,746			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
鉄道と道路との立体交差化を行う事業の進捗率	63.9%	73.9%	100%	鉄道と道路との立体交差化(高架化、アンダーパス*)を行う事業の進捗率
対応する基本事業		35301		快適なまちづくりの推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
踏切渋滞・事故を解消し、周辺地域の交通円滑化や鉄道により分断された市街地の一体化を図るため都市基盤の整備として重点的に取り組む事業であることから選定しました。		事業実施中の松阪公園大口線と近鉄名古屋線川原町駅付近の立体交差化事業の事業計画から、平成 24 年度目標値を 73.9% と設定しました。		

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,170 施設	2,317 施設	2,845 施設	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく認定施設数および「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく適合証交付施設数
対応する基本事業		35302		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
法律や条例に基づき整備され、適合証を交付された公共的施設の数であり、だれもが暮らしやすいまちづくり(環境づくり)が展開されているかどうかを把握する上で、わかりやすい指標と考えることから選定しました。		平成 23 年度の実績 2,170 件に、過去の実績と適合率の向上を加味して 150 件程度の適合件数を見込み、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	25.7%	26.2%	28.0%	住宅着工統計*における新築住宅着工件数に占める「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定件数の割合
対応する基本事業		35303	快適な住まいづくりの推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
長期にわたり、良好な状態で使用できる措置が講じられた住宅の普及を促進することで、環境負荷の低減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に承継することができ、より豊かでやさしい暮らしへの転換が図られることから選定しました。		三重県住生活基本計画の目標値である平成32年度31.0%の達成を目指していく中で、24年度の目標値を26.2%と設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
特殊建築物等の維持保全適合率	50.1%	55.0%	59.5%	定期報告が必要な特殊建築物数に対する維持保全が行われている建築物数の割合
対応する基本事業		35304	適法な建築物の確保	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
安全安心な建築物を確保するためには、不特定多数が利用する既存建築物への建築基準法の適合性を確保するとともに、維持保全も徹底する必要があることから選定しました。		平成23年3月に、県と特定行政庁により策定した三重県建築行政マネジメント計画の達成を目指していく中で、24年度の目標値を55.0%と設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
市町、県が制定した景観に関する条例等の件数(累計)	30件	31件	34件	景観まちづくりを実践していくための指針となる景観条例や景観計画等の件数
対応する基本事業		35305	参画と協働による景観まちづくりの推進	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
景観条例や景観計画には、良好な景観の形成のために必要となる、具体的な地域の将来像や景観形成の手法などを定めており、景観まちづくりの指針となるものであることから、選定しました。		現状値に今後の見込みを加味して目標値を設定しました。		

【主担当部局：県土整備部】

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を向上させるため、公共事業評価システム*により対象箇所の事前評価、再評価及び事後評価を実施
- ・ 入札の透明性や業務の効率性、県民サービスの向上を図るため、入札情報の電子化を推進
- ・ 「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」をめざして、建設産業の活性化に向けた取組をとりまとめた「三重県建設産業活性化プラン」を策定
- ・ 低入札対策として、低入札調査基準価格の算定式を見直すとともに、施工体制確認型総合評価方式*を導入
- ・ 建設工事の総合評価方式*について、評価の透明性を高めるため、技術提案の項目数を最大5項目とし、項目ごとの採用結果を入札参加者へ情報提供

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ これまで一貫して公共事業評価の適切な運用に努めてきたことにより、公共事業の実施プロセスの公共性・透明性を担保することができました。今後は、費用便益分析だけでなく地域の実情に合った多面的な評価を加味していく必要があります。
- ・ CALS/EC*（公共事業支援統合情報システム）による、電子調達システムをはじめとする各システムの活用を推進することで、県民や発注者への情報提供や、発注者にとっての事務の簡素効率化に一定の効果がありました。一方で、入札参加者からは、電子調達システムの操作に関する問い合わせが多く寄せられており、研修のあり方などを見直す必要があります。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」を策定したことにより、建設業が果たす役割を明確にし、建設産業の活性化に向けた将来ビジョンを設定することができました。今後は、プランに基づく取組を着実に実施していく必要があります。
- ・ 低入札調査基準価格の算定式を見直すとともに、施工体制確認型総合評価方式を導入したことにより、低入札での契約率は大きく減少しました。今後も入札結果を検証しながら、入札制度の適正な運用と工事の品質確保に努めていく必要があります。
- ・ 建設工事の総合評価方式の技術提案の項目数を最大5項目とし、項目ごとの採用結果を入札参加者に情報提供するとしたことにより、評価の透明性の向上を図ることができました。
- ・ 入札契約制度の運用にあたっては、公共工事の品質を確保し、意欲と技術力があり地域に貢献している優良な企業が受注できるようにするとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら取り組む必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 公共事業評価については、実施プロセスの透明性を確保するため、引き続き公共事業評価システムの適切な運用に努めるとともに、公共事業をとりまく環境等の変化に対応できるよう、多面的な評価に取り組んでいきます。
- ・ 電子調達システムについては、問い合わせの多い利用者登録などの操作に関する研修を、入札参加者が受講しやすい開催時期に開催するなど受講者ニーズに即した研修を実施することで、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応や地域雇用の確保等のため、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成に取り組めます。
- ・ 入札契約制度の運用にあたっては、公共工事の公正性・透明性・競争性の確保が図られるよう引き続き取り組めます。また、総合評価の客観性・公平性を確保し、地域・社会に貢献している優良な企業が受注できるように、制度の改善や低入札対策など適正な運用に取り組めます。

県民指標				
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	目標項目の説明
公共事業への 信頼度	—	95.0%	96.3%	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値
	94.6%	—	—	
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
効率的・効果的に公共事業が実施されるとともに、企業の地域・社会貢献の取組が進むことにより、公共事業の適正な運営と円滑な推進が図られ、県民の皆さんの信頼感向上に資することから目標項目として選定しました。			これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 24 年度の平均値を 95.0%として目標に設定しました。	

運営責任者からのコメント 県土整備部 副部長 久世 憲志 電話：059-224-2651

- ・ 公共事業評価システムの適切な運用に努めるとともに、公共事業をとりまく動向を注視しながら多面的な評価に取り組んでいきます。
- ・ 「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することにより、災害時の緊急対応、地域雇用を支える地域企業の育成を図ります。
- ・ 総合評価の評価項目の見直しなど、入札契約制度の改善と適正な運用を図るとともに、総合評価の客観性・公平性を確保しながら、公共工事の品質確保と地域企業の育成に取り組んでいきます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,465	3,173			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
公共事業再評価・事後評価達成度	97.1%	97.2%	97.5%	公共事業評価制度において、外部委員で構成される「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合
対応する基本事業		40801		公共事業の適正な執行・管理
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
再評価および事後評価において、効率的・効果的な公共事業の実施に取り組んだ状況が端的に評価できる指標として選定しました。		審査を受け、全て妥当とされることを目標として、これまでの実績件数をベースに 97.2% に設定しました。		

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
受注者の地域・社会貢献度	92.1%	92.8%	95.0%	総合評価方式の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合
対応する基本事業		40802		公共事業を推進するための体制づくり
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
総合評価方式における入札(発注事務所管内の業者を対象とした発注)において、「公共施設美化活動実績」や「障がい者雇用実績」などを評価項目としており、地域・社会貢献の取組実績を端的に評価できる指標として選定しました。		概ねすべての受注者において、地域・社会貢献の取組が行われるよう4年間で 95.0% の達成を目標に、その取組が着実に実施されるものとして、92.8% を設定しました。		